

中山間地域における農業への支援の充実を求める意見書

中山間地域の農地は、中小・家族経営体や自給的農家などによって管理され、国内の農地面積や農業生産額の約 40%を占めるなど、食料を安定供給するだけでなく、農地の有する多面的機能についても、日本国民の多くが恩恵を受けている。しかし、中山間地域は、山林に囲まれ、傾斜地など自然条件の不利な地域が多く、農地の大型化が大変困難で、スマート農業等の推進の効果が限られている。このような中山間地域では、農地の集積や集約化が進まず、大規模経営体へのシフトが起こりにくい状況となる中、農業従事者の高齢化や担い手不足により、多面的機能を維持することが困難となり、耕作放棄地が増加している。それに伴い、昨今、全国的に問題となった熊による被害をはじめ、猪、猿、鹿、サギなど鳥獣被害は増加の一途である。その結果、農業の継続や農地を維持することが、ますます困難となり、悪循環の連鎖が断ち切れない状況がある。

国内での食料安全保障の確立が求められる中、中山間地域の農地を最大限に利用することが重要であり、新たな担い手の確保や農地等の保全管理に向けた取組、地理的条件に応じた作物の生産性向上など、持続可能な営農への支援が求められている。

よって、本市議会は、中山間地域農業を再生し、食料安全保障の確立と中山間地域の活性化のために、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 平地に比べ、条件不利の中山間地域における農業の生産コスト高への新たな支援策を創設すること。
2. 中山間地域においても農業・農地の多面的機能を維持・発揮するため、条件不利地域の実態に即した土地改良事業の採択基準である面積条件などの緩和を行うこと。
3. 中山間地域に対する担い手支援事業への集積要件等の更なる要件緩和を行うこと。
4. 担い手不足の中山間地域において、経営の規模や形態にかかわらず、幅広い人材の確保・育成を進めるなど人材確保対策の充実・強化を図ること。
5. 多面的機能支払交付金において、対象農用地面積が減少した場合、真に止むを得ないと認められれば返還を要しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

島根県雲南市議会